

京阪神ビルディング株式会社 株主総会議事要旨

日時：2018年6月19日 10:00～11:10

場所：ヴィアーレ大阪

株主総数 8636 名

議決権総数 537953 個

出席株主数 3130 名

468481 個 (87.0%)

1. 事業報告、監査結果報告
2. 計算書類報告
3. 議案説明
4. 質疑応答（弊社丸木以外の質問者の質疑は省略。回答は全て議長=南社長）

<Q1>取締役の選任について

多田氏も住友銀行のご出身であり、当社の常勤取締役6名中5名が住友銀行出身者であることに変化はありません。また、今回改選は無い監査役も3名中2名が住友銀行の出身者です。三井住友銀行は当社の約4%の株主に過ぎないのに、何故このような取締役の構成になるのでしょうか。

旧住友銀行の出身者が当社の取締役の席を私物化していると思います。

当社が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書によれば、取締役・監査役候補は、「各候補の人格・識見等を総合的に判断して決定する」旨記載されています。しかし、これは虚偽記載又は重要事実の不記載の可能性があります。正し

くは、「主として旧住友銀行の役職員から選びます」なのではありませんか。

仮に、当社の内部昇格で取締役候補が選べないのであれば、当社の経営陣としてふさわしい方を外部から広く探すべきではありませんか。

<A1>

必ずしも住友銀行からだけではない。当社は約50人で運営しており、一人二役、三役が必要。内部昇格でより専門性を求めるには、まだ時間がかかるので、社員・取締役共に外から人を求めてきている。

これは私の大事な仕事で、内部登用をしたい。将来の取締役を執行役員から育てたい。ヘッドハンティングで、一度や二度の面接で人格識見等が判るのか悩ましいので、それぞれの人脈から推薦していただいている。必ずしも住友銀行から取ると決まっているわけではない。

<Q2> 当社の株価について

当社の株価は、最近堅調で、1000円近辺となっています。しかし、招集通知の23頁には、当社株式の一株当たり純資産額が1154円75銭と記載されており、未だにこの一株当たり純資産額を下回っています。

ただし、この純資産は、同ページの当社の保有する貸貸等不動産の連結貸借対照表計上額974億円に基づき算定されたものです、当社の保有する貸貸等不動産の時価は1610億円とその右に記載されています。

この時価評価に基づけば、時価ベースでの一株当たり純資産は約1980円となります。現在の当社の株価は、時価ベースではPBRは約0.5倍、すなわち解散価値の半分しかないということです。現在の当社の株価は安すぎると思います。

先日、井上専務との対話の機会をいただいた際、新たな不動産の取得は競争が厳しく、不動産を保有している会社をM&Aで買うことも選択肢である旨お伺いしました。不動産を買うよりも不動産を保有する会社を買う方が安く買える場合があるということでしょう。

しかし、先ほど私が質問した通り、当社の株価は当社が保有している不動産の時価評価に対し非常に割安です。現状では、逆に当社が買収の恰好のターゲットです。

もちろん、当社の株主としては残念ではありますが、もし、当社をM&Aで買いたい方が現れれば嬉しい話で、高い価格で当社株式を買い取るとのオファーがあるかもしれないということです。

このような株価に放置されていることが問題です。この現状について、どうお考えでしょうか。

<A2>

確かに株価はまだまだ低いと思う。

しかし、株価はマーケットの環境で変わるもの。IRを重ねていきたい。

賃貸不動産の評価も市況で変わるもの。不動産評価とは別に企業努力を重ねて評価してもらいたい。

<Q3>指名報酬委員会について・取締役の選任について②

議長は、一人2問程度までと質問を制限されていましたが、それはおかしいのではありませんか。総会が長時間にわたって継続している状況なら仕方ありませんが、そうではないのに、株主の質問権を制限してはいけないと思います。

5月に当社は指名・報酬委員会を設置したようですが、特にプレスリリースはしてお

らず、東証に提出しているコーポレートガバナンス報告書に記載を追加しただけでした。この指名報酬委員会についてお尋ねします。

現在の委員構成は誰なのでしょうか、役割は何なのでしょうか、今般の取締役候補の多田氏についてこの委員会で議論されたのでしょうか。

<A3>

役員の登用は企業経営・企業価値向上に大きな要素であり、透明性を高めるため。コーポレートガバナンスコードでも決められており、我々もそう認識した。

委員は、会長・社長と社外取締役2名

社外取締役候補の多田氏については、指名報酬委員会で一回議論した。

<議決権行使について>

丸木：支配株主では無い特定の企業グループ出身の取締役が多すぎる事、ROEが低すぎる事等の理由から、会長と社長の選任に反対いたします。

5. 採決

第1号議案と第2号議案を賛成多数で可決

以上